

○所沢市議会議会評価実施要綱

平成25年4月1日要綱

改正

平成29年3月22日

平成30年6月4日

令和2年5月11日

令和4年4月26日

所沢市議会議会評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市議会基本条例(平成21年条例第1号。以下「条例」という。)第34条に規定する議会評価(以下「議会評価」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の種類及び対象)

第2条 議会評価は、議会事業評価及び議会改革評価とする。

2 議会評価の対象は、条例に規定する取り組みその他議会が実施する事業(以下「事業」という。)とする。

(評価の方法及び時点)

第3条 議会評価は、議会事業評価表(様式第1号)又は議会改革評価表(様式第2号)により実施し、所沢市議会議会評価報告書(以下「報告書」という。)を作成するものとする。

2 前項の報告書の作成は、毎年度6月に議会運営委員長が行うものとする。ただし、改選期の評価の時点は、この限りではない。

3 第1項の規定により広聴広報委員会が所管する事項について議会評価を行う場合においては、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「議会運営委員長」とあるのは、「広聴広報委員長」と読み替えるものとする。

(報告書の公表及び反映)

第4条 報告書は、議会ホームページで公表するものとする。

2 前項の規定により公表した報告書に対し市民から寄せられた意見、提案等は、その取り扱いについて議会で協議するものとする。

3 前項の協議結果は、議会運営等に反映させるとともに、毎年度公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、議会評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月4日）

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

附 則（令和2年5月11日）

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

附 則（令和4年4月26日）

この要綱は、令和4年4月26日から施行する。

様式第1号

議会事業評価表

事業名	
【概要】	
【評価】	
委員長名	

評価日： 年 月 日

議会改革評価表 (年 月 ~ 年 月)

1 所沢市議会基本条例に規定する項目の評価

項 目		達成度	その理由又は実績等	
第1章 総則	(目的)			
	第1条			
	(議会の役割)			
	第2条	第1項		
第2項				
第2章 議会及び議員 の活動原則	(議会の活動原則)			
	第3条	柱書		
		第1号		
		第2号		
		第3号		
		第4号		
	(議員の活動原則)			
	第4条	柱書		
		第1号		
		第2号		
		第3号		
	(会派)			
	第5条	第1項		
		第2項		
		第3項		
(議長及び副議長志願者の所信表明)				
第6条				
第3章 市民と議会の 関係	(市民参加及び市民との連携)			
	第7条	第1項		
		第2項		
		第3項		
	(会議録等の公開)			
	第8条	第1項		
		第2項		
		第3項		
	(議会報告会)			
	第9条			

	(意見提案手続)		
	第10条		
	(議会モニター制度)		
	第11条		
第4章 議会と行政の 関係	(議員と市長等執行機関の関係)		
	第12条	第1項柱書	
		第1号	
		第2号	
	(議決事件の追加等)		
	第13条	第1項	
		第2項	
	(閉会中の文書による質問)		
	第14条	第1項	
		第2項	
第3項			
第5章 議会における 審議	(議会審議における論点情報の整理)		
	第15条	第1項柱書	
		第1号	
		第2号	
		第3号	
		第4号	
		第5号	
		第2項	
第6章 議員間の自由 討議	(議員間の自由討議)		
	第16条	第1項	
		第2項	
	(政策討論会)		
	第17条		
第7章 委員会の活動	(委員会の運営等)		
	第18条	第1項	
		第2項	
	(議会運営委員会)		
第19条			

第8章 政務活動費	(政務活動費)			
	第20条	第1項		
		第2項		
第9章 議会及び議会 事務局の体制 整備	(議員研修の充実強化)			
	第21条	第1項		
		第2項		
		第3項		
	(議会事務局の機能強化)			
	第22条	第1項		
		第2項		
		第3項		
	(予算の確保)			
	第23条			
	(議会図書室)			
	第24条	第1項		
		第2項		
	(議会広聴広報の充実)			
	第25条	第1項		
		第2項		
	(専門的知見の活用)			
	第26条			
	(附属機関の設置)			
	第27条			
(情報技術の活用)				
第28条				
第10章 議員の政倫理、 身分及び待遇	(議員の政治倫理)			
	第29条			
	(議員定数)			
	第30条	第1項		
		第2項		
第3項				

	(議員報酬)		
	第31条	第1項	
		第2項	
		第3項	
第11章 災害時における議会の活動	(災害時における議員の活動)		
	第32条	第1項	
		第2項	
		第3項	
第12章 他の自治体の議会との交流及び連携	(他の自治体の議会との交流及び連携)		
	第33条		
第13章 議会評価及び見直し手続	(議会評価)		
	第34条		
	(見直し手続)		
	第35条	第1項	
		第2項	

2 議会改革の取組状況

取組内容（結果）	所管委員会

3 議会の活動状況

項 目			年度		年度		比較
議員提出議案				件		件	
付帯決議				件		件	
修正可決				件		件	
委員会提出議案				件		件	
委員会提言				件		件	
6月定例会	傍聴者数	本会議		人		人	
		委員会		人		人	
9月定例会	傍聴者数	本会議		人		人	
		委員会		人		人	
12月定例会	傍聴者数	本会議		人		人	
		委員会		人		人	
3月定例会	傍聴者数	本会議		人		人	
		委員会		人		人	